

令和7年6月2日

一般財団法人 日本舶用品検定協会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図り、人材の定着率向上、仕事と生活の相乗効果による能率向上、生産性の向上を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間          令和7年7月1日～ 令和9年3月31日

2. 目標と取組

目標：年次休暇の取得率が50%未満の職員（嘱託職員を含む）の割合を10%未満とする。

取組：① 令和7年7月      年次休暇の取得推進について、職員への周知を行う。

② 令和9年1月～ 前年における年次休暇の取得率が50%未満の職員の割合を把握し、取組内容を適宜見直す。

以下ボツ

目標１：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、２０２６年７月から実施する。

<対策>

- ２０２５年 ７月～ 所定外労働の現状を把握
- ２０２６年 １月～ ノー残業デーの実施（毎週水曜日）

目標２：２０２６年１２月末までに、年次有給休暇及び夏期休暇の合計取得日数を１人当たり年間１０日以上とする。

<対策>

- ２０２５年 ７月～ 年次有給休暇及び夏期休暇の取得状況について実態を把握
- ２０２６年 １月～ 取得状況のとりまとめなど、取得促進のための取組の開始